

エルマーズフットボールクラブ運営規則

- 1 合宿及び遠征（宿泊を伴う場合に限る。以下同じ）にかかる参加費について、兄弟姉妹が2人以上参加する場合は、2人目以降にかかる参加費の半額を本会が負担する。なお、付き添いで参加する保護者が会員の兄弟姉妹を同伴せざる負えない場合は、実費額の半額を本会が負担する。

- 2 合宿及び遠征に同行するコーチ（代表、監督を含む）については、食事代相当分として、それぞれ次に掲げる額を徴収する。

(1) 合宿	5,000円 (2000+2000+1000円)
(2) 遠征	3,500円 (2000+1500円)
(3) 府中市内宿泊	2,000円 (宿泊先で食事をする場合)

- 3 大会運営会議や招待大会の懇親会などへ役員及び会員の保護者が出席する際に、飲食などの費用負担が伴う場合は、出席者の負担は2000円までとし、これを超える費用は本会が負担する。また次の場合は、本会が全額を負担する。
 - (1) 招待大会の主催者が開催する懇親会への参加費（2名分まで）
 - (2) 懇親会、会議や講習会などに参加する場合の交通費

- 4 会員、代表、顧問、監督、コーチ及びアドバイザーに慶弔等があった場合、下記により慶弔の意を表すものとする。
 - (1) 見舞

①本人病気の場合（重症又は1ヵ月以上の入院）	10,000円
②非常の災害があった場合	10,000円
 - (2) 弔慰

①本人死亡の場合	10,000円
②配偶者又は本人の1親等の親族死亡の場合	10,000円
 - (3) 上記以外で慶弔等の意を表する必要がある場合には、コーチ・役員会議の議を経て、会長が決定することができる。

5 招待大会等における有料駐車場利用について

招待大会などへの参加のため、会員の危険回避、荷物の運搬などで自家用車を利用する場合、当該会場に駐車場が無くやむを得ず有料の駐車場を利用する場合の駐車場代は本会の負担とする。

附 則

平成19年4月1日施行

平成25年4月1日改定

平成26年11月1日改定

平成27年3月21日改定